

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者 で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の 限度額)	期間(据置期間) 設:設備、 運:運転	設定機関	備考
中小企業再生支援資金	① 中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ② 金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③ 法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④ 私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	2.3%	8千万円 (5千万円)	①②設15年 (2年) 運10年 (2年) ③設10年(2年) 運7年(2年) ④3年	県	①②の場合は事前に経営改善計画を策定している必要があります。 【金利優遇(△0.2%)】 ②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
再生可能エネルギー発電事業促進資金	① 再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ② 中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方	①1.5% ②1.8%	①20億円 (設備資金のみ) ②2億5千万円 (設備資金のみ)	①15年(3年) ②15年(2年)	県	①は県外企業・大企業でも利用可能

限度額及び期間は上限を定めるものであり、ご希望どおりにならない場合があります。
市場金利の動向等により、金利は変更になる場合があります。

平成26年4月1日現在

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。
〔中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。
※ 個人事業主も対象となります。

● 制度資金早見表 (詳しくは制度資金一覧表をご覧ください)

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目的・対象	利用資金名
・ 新商品、新サービス提供 ・ 生産性向上、集客力向上 等	産業活性化支援資金
・ 自動車部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・ 新しい分野に進出 ・ 事業継続困難な事業者から、事業を承継 ・ 要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等	地域産業振興特別資金 【中小企業トータルサポート貸付】
旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
産業廃棄物処理施設の整備	環境保全資金
工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
・ 県内で新たに開業したい方 ・ 開業後間もない方で当面の事業資金を調達したい方 等	開業支援資金
「無担保」、「無担保・無保証人」で融資を受けたい方	小規模企業資金
経営の安定を図りたい方	経営安定資金
・ 売上高等の減少等により経営に支障をきたしている ・ 電気料金値上げや消費税増税等、外部経済環境の変化により経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
企業の再生を図りたい方	中小企業再生支援資金

【問合せ先】山形県商工労働観光部中小企業振興課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1
電話：023-630-2359(金融担当) FAX：023-630-3267
商工業振興資金HP：<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/folder-kinyu/17shikin.html>

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」(愛称：中小企業トータルサポート)を、県中小企業振興課と(公財)山形県企業振興公社に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。

県中小企業振興課 → 電話：023-630-2354 FAX：023-630-3267

山形県企業振興公社 → 電話：023-647-0664 FAX：023-647-0666

中小企業トータルサポートHP：<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/keieisien/chusho-total-support.html>